

鹿 児 島 県 公 報

平成20年4月15日（火）第2385号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定例発行日（毎週火、金）

定価 送料共1箇月2,650円

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止（2件）（介護保険課取扱い） 1
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止（2件）（介護保険課取扱い） 2
- 介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の指定の辞退（介護保険課取扱い） 2
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止（2件）（介護保険課取扱い） 2
- 障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設の指定の辞退（障害福祉課取扱い） 3
- 歳入の徴収事務の委託（商工政策課取扱い） 4
- 森林病虫害等防除法の規定に基づく駆除命令（2件）（森林整備課取扱い） 4
- 保安林の指定（森林整備課取扱い） 6
- 保安林の指定予定（森林整備課取扱い） 7
- 保安林の指定施業要件の変更（森林整備課取扱い） 7
- 基本測量の実施（2件）（監理用地課取扱い） 8
- 建築士法第15条第3号に規定する知事が認める二級建築士試験及び木造建築士試験の受験資格の一部改正（※）（建築課取扱い） 8

公 告

- 特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請の公告（市町村課取扱い） 8
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請の公告（市町村課取扱い） 9
- 落札者等の公告（情報政策課取扱い） 9

人 事 委 員 会 公 告

- 鹿児島県職員採用試験公告（総務課取扱い） 10

公 安 委 員 会 規 則

- 交番、駐在所等の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則（※）（警務課取扱い） 13

公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示（生活環境課取扱い） 13

正 誤

- 鹿児島県公報第2277号の26（平成19年3月30日付け）の一部訂正（※）（人事課取扱い） 13
- 鹿児島県公報号外の8（平成17年3月31日付け）の一部訂正（※）（税務課取扱い） 14

告 示

鹿児島県告示第646号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成20年4月15日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		指定居宅サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		

ヘルパーステー ションいづろ	鹿児島市泉町13 番5号	医療法人三愛会	鹿児島市郡元三 丁目14番7号	川村 英俊	平成19年 7月31日	訪問介護
-------------------	-----------------	---------	--------------------	-------	----------------	------

鹿児島県告示第647号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成20年4月15日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		指定居宅サービス事業者			廃止年月 日	サービス の種類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
介護付有料老人 ホームけやき	鹿児島市伊敷台 四丁目34番1号	有限会社敬天会	鹿児島市玉里団 地三丁目19番11 号	本藏 理恵	平成19年 7月31日	特定施設 入居者生 活介護

鹿児島県告示第648号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成20年4月15日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		指定居宅介護支援事業者			廃止年月 日
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所 在 地	代表者の氏 名	
内科 甲南クリニッ ク	鹿児島市上之園町 29-14	医療法人サン・レ オ会	鹿児島市上之園町 29-14	宮澤 修三	平成19年 7月31日

鹿児島県告示第649号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成20年4月15日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		指定居宅介護支援事業者			廃止年月 日
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所 在 地	代表者の氏 名	
居宅介護支援事業 所サポート	鹿児島市小山田町 7045番地	株式会社ケイ・ワ イ・サプライ	鹿児島市小山田町 7045番地	山本 良樹	平成19年 7月31日

鹿児島県告示第650号

介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定により、指定介護療養型医療施設から次のとおり指定の辞退について届出があった。

平成20年4月15日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

施設		指定介護療養型医療施設の開設者			辞 退 年 月 日
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所 在 地	代表者の氏 名	
中木原病院	鹿児島市小松原一 丁目15番19号	医療法人翠会	鹿児島市小松原一 丁目15番19号	中木原重憲	平成19年 7月31日

鹿児島県告示第651号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業

者から次のとおり廃止の届出があった。

平成20年4月15日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		指定介護予防サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ヘルパーステーションいづろ	鹿児島市泉町13番5号	医療法人三愛会	鹿児島市郡元三丁目14番7号	川村 英俊	平成19年7月31日	介護予防訪問介護

鹿児島県告示第652号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成20年4月15日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		指定介護予防サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
介護付有料老人ホームけやき	鹿児島市伊敷台四丁目34番1号	有限会社敬天会	鹿児島市玉里団地三丁目19番11号	本蔵 理恵	平成19年7月31日	介護予防特定施設入居者生活介護

鹿児島県告示第653号

障害者自立支援法（平成17年法律123号）第47条の規定により、指定障害者支援施設から次のとおり指定の辞退の申出があった。

平成20年4月15日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

指定障害者支援施設		設置者			辞退年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
身体障害者通所授産施設いきいきセンター麦の芽	鹿児島市川上町680-3	社会福祉法人麦の芽福祉会	鹿児島市川上町680-3	清原 浩	平成19年7月31日	旧法施設支援
身体障害者通所授産施設ワークプラザ麦の芽	鹿児島市吉野町4484-2	社会福祉法人麦の芽福祉会	鹿児島市川上町680-3	清原 浩	平成19年7月31日	旧法施設支援
身体障害者通所授産施設太陽の里	日置市伊集院町徳重東平原1693	社会福祉法人緑風会	日置市伊集院町郡2075	佐多 京子	平成20年2月29日	旧法施設支援
身体障害者授産施設陵北荘	鹿屋市吾平町上名字笹ヶ尾原6162-2	社会福祉法人岳風会	鹿屋市吾平町上名字笹ヶ尾原6162-2	松下 隆治	平成20年3月30日	旧法施設支援
身体障害者通所授産施設すみよしの里	曽於市末吉町二之方3070-2	社会福祉法人博風会	曽於市末吉町二之方3070-2	濱田 恭亮	平成20年3月30日	旧法施設支援
身体障害者通所授産施設山川がんばろう館	指宿市山川町福元6541-2	社会福祉法人山川福祉会	指宿市山川町福元6541-2	新原 進也	平成20年3月30日	旧法施設支援
身体障害者通所	熊毛郡中種子町	社会福祉法人百	西之表市西之表	田上 容祥	平成20年	旧法施設

授産施設共生工 房猿蟹川	納官4093-7	合砂	6087		3月31日	支援
-----------------	----------	----	------	--	-------	----

鹿児島県告示第654号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、歳入の徴収の事務を次のとおり委託した。

平成20年4月15日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 歳入の種類
鹿児島県産業会館会議室等貸付料
- 2 委託の相手方
鹿児島市名山町9番1号
鹿児島県産業会館管理組合 事務局長 池田幸治
- 3 委託期間
平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

鹿児島県告示第655号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により、次のとおり森林病虫害等の駆除命令をする予定である。

平成20年4月15日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 区域及び期間
 - (1) 区域
鹿児島市、阿久根市、指宿市、日置市、南さつま市、志布志市、南九州市、大崎町、東串良町及び南種子町の区域内に存する松林のうち次の区域（「次」は、省略し、その関係書類を鹿児島県林務水産部森林整備課、関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）
 - (2) 期間
平成20年5月14日から同年7月15日まで
- 2 森林病虫害等の種類
松くい虫
- 3 行うべき措置の内容
松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木に航空機からの薬剤散布による防除を実施すること。
- 4 命令しようとする理由
1の(1)の区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫の被害の状況からみて、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、同区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため
- 5 その他
 - (1) 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従って行うこと。
 - (2) 3に掲げる措置を行った者は、平成20年7月31日（木）までに、森林病虫害等駆除実施届出書（別記様式）を、知事に提出しなければならない。
 - (3) 知事は、森林病虫害等駆除実施届出書の提出があったときは、当該届出者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。
 - (4) 知事は、3に掲げる措置を行うべき樹木を所有し、又は管理する者が1の(2)の期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
 - (5) 知事は、(4)に掲げる措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償金の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収すること。

とがある。

- (6) 1の(1)の区域内において森林、樹木、指定種苗又は伐採木等を所有し、又は管理する者は、この告示の日から2週間以内に、理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。

(別記様式)

年 月 日

鹿児島県知事

殿

届出人 住所

氏名

印

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

森 林 病 害 虫 等 駆 除 実 施 届 出 書

森林病虫害等防除法施行細則第1条の規定により、次のとおり届け出ます。

命ぜられた措置の内容	森林（伐採跡地を含む。）の面積	樹木若しくは伐採木等の本数又は伐採跡地の根株数	樹木又は伐採木等の材積		
	ヘクタール	本又は株	立方メートル		
実施地区又は場所	実施期間 年 月 日から 年 月 日まで	実施に要した費用			
		種 別	数 量	単 価	金 額
		人 夫	人	円	円
		薬 剤	リットル	円	円
		そ の 他			円
		計		円	

注 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。

鹿児島県告示第656号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により、次のとおり森林病虫害等の駆除命令をする予定である。

平成20年4月15日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 区域及び期間

(1) 区域

西之表市、日置市、いちき串木野市、志布志市、大崎町、東串良町及び屋久島町の区域内に存する松林のうち次の区域（「次」は、省略し、その関係書類を鹿児島県林務水産部森林整備課、関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

(2) 期間

平成20年5月14日から同年6月30日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木に地上からの薬剤散布による防除を実施すること。

4 命令しようとする理由

1の(1)の区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫の被害の状況からみて、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、同区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため

5 その他

- (1) 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従って行うこと。
- (2) 3に掲げる措置を行った者は、平成20年7月15日（火）までに、森林病虫害等駆除実施届出書（別記様式）を、知事に提出しなければならない。
- (3) 知事は、森林病虫害等駆除実施届出書の提出があったときは、当該届出者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。
- (4) 知事は、3に掲げる措置を行うべき樹木を所有し、又は管理する者が1の(2)の期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- (5) 知事は、(4)に掲げる措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償金の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。
- (6) 1の(1)の区域内において森林、樹木、指定種苗又は伐採木等を所有し、又は管理する者は、この告示の日から2週間以内に、理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。

(別記様式)

年 月 日

鹿児島県知事

殿

届出人 住所

氏名

印

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

森 林 病 害 虫 等 駆 除 実 施 届 出 書

森林病虫害等防除法施行細則第1条の規定により、次のとおり届け出ます。

命ぜられた措置の内容	森林（伐採跡地を含む。）の面積	樹木若しくは伐採木等の本数又は伐採跡地の根株数	樹木又は伐採木等の材積		
	ヘクタール	本又は株	立方メートル		
実施地区又は場所	実施期間 年月日から 年月日まで	実施に要した費用			
		種別	数量	単価	金額
		人夫	人	円	円
		薬剤	リットル	円	円
		その他			円
		計		円	

注 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。

鹿児島県告示第657号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成20年4月15日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 保安林の所在場所

日置市東市来町湯田字下片白550番1、550番2、字岡614番1、614番2、東市来町養母字洗出2298番、2301番1、字瀬ノ内5592番2、字岩ノ下5613番7

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県林務水産部森林整備課及び日置市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第658号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成20年4月15日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 保安林予定森林の所在場所

霧島市溝辺町竹子字堂迫425番8

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県林務水産部森林整備課及び霧島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第659号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

平成20年4月15日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

指宿市開聞十町字早馬下1008番20，字中河前1053番2，1053番6，1053番7，開聞仙田字北迫6335番19，字西迫6342番14，6342番15，6342番23から6342番25まで，字南角6366番15，6367番6，6368番11，6368番19，6368番20，字中迫6376番19，6376番24

2 保安林として指定された目的

風害の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県林務水産部森林整備課及び指宿市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第660号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成20年 4 月15日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 作業の種類 基本測量(1:25,000地形図修正測量)
- 2 作業の期間 平成20年 4 月 7 日から平成21年 3 月27日まで
- 3 作業の地域 鹿児島県全域

鹿児島県告示第661号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成20年 4 月15日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 作業の種類 基本測量(基準点測量)
- 2 作業の期間 平成20年 5 月15日から平成21年 1 月30日まで
- 3 作業の地域 鹿屋市, 指宿市, 奄美市, 鹿児島郡十島村, 肝属郡錦江町, 同郡南大隅町, 同郡肝付町, 熊毛郡南種子町, 大島郡宇検村及び同郡瀬戸内町

鹿児島県告示第662号

昭和47年 4 月14日鹿児島県告示第354号(建築士法第15条第3号に規定する知事が認める二級建築士試験及び木造建築士試験の受験資格)の一部を次のように改正し、平成20年 4 月15日から施行する。

平成20年 4 月15日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 6 中「防衛庁設置法」を「防衛省設置法」に、「第17条」を「第15条」に改める。
- 8 の次に次のように加える。
- 9 その他知事が建築士法第15条第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者

公 告

特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請の公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請があった。

なお、その関係書類は、鹿児島県県政情報センター及びかごしま県民交流センターにおいて縦覧に供する。

平成20年 4 月15日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 申請のあった年月日
平成20年 3 月18日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人プタハ
- 3 代表者の氏名
山下弘子
- 4 主たる事務所の所在地

日置市伊集院町郡1634番地 1

5 定款に記載された目的

この法人は、知的障害者に対し、自立を支援する為の職業訓練・就職支援及び就業の場を創出する為の新規事業の企画を行う。又、社会的立場の向上を目指し、知的障害者とその保護者のネットワークを構築すると共に地域住民の行うボランティア活動・イベントなどへ積極的に参加し、地域住民とのふれあいを深める事業を行う。これらの事を目的を同じくするNPO及び福祉施設等とも連携して行うための交流を図る事業を行う。これらの事により知的障害者とその保護者に夢と希望を与え、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

.....
特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請の公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次の法人から特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請があった。

なお、その関係書類は、鹿児島県県政情報センター及びかごしま県民交流センターにおいて縦覧に供する。

平成20年4月15日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 申請のあった年月日
平成20年3月19日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人薬丸自顕流顕彰会
- 3 代表者の氏名
薬丸康夫
- 4 主たる事務所の所在地
鹿児島市池之上町23番5号
- 5 定款に記載された目的

この法人は、薬丸家において発展完成した薬丸自顕流剣術をかつて薩摩の青少年教育に顕著な功績を残した郷中教育に取り入れて郷土の歴史、文化を通じた青少年の健全育成を行い、社会教育の推進を図ると共に、それに関連した各種講演会並びに交流会を実施する。

また、薬丸自顕流の資料収集、研究調査の機関並びに教育を行う道場を兼ねた薬丸自顕流記念館を建設し、青少年やその指導者、及び一般市民、外国人に広く公開することにより社会全体の利益の増進に寄与する。

.....
落札者等の公告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

平成20年4月15日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
電子申請共同運営システムの構築・運営業務
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県企画部情報政策課電子県庁推進係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成20年3月28日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社鹿児島頭脳センター
鹿児島市名山町4番3号
- 5 随意契約に係る契約金額
85,161,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号該当

人事委員会公告

鹿児島県職員採用試験公告

平成20年度鹿児島県職員採用試験を次のとおり実施する。

平成20年 4 月 15 日

鹿児島県人事委員会委員長 濱潟剛

1 試験名、試験区分及び主な職務内容

試験名	試験区分	主な職務内容
上 級	行 政	知事部局における事務
	警察事務	警察本部（警察署を含む。）における事務
	心 理	知事部局におけるそれぞれの専門的業務
	農 業	
	畜 産	
	土 木	
	化 学 I	
	化 学 II	
民間企業等 職務経験者	保 健 師	
	行 政	知事部局における事務
中 級	一般事務	知事部局における事務
	教育事務	市町村立小・中学校等における事務
初 級	一般事務	知事部局又は教育委員会（県立学校等を含む。）における事務
	警察事務	警察本部（警察署を含む。）における事務
	土 木	知事部局における専門的業務

2 受験資格

(1) 次に該当する者

試験名	受 験 資 格
上 級	ア 昭和54年 4 月 2 日から昭和62年 4 月 1 日までに生まれた者。ただし、保健師は昭和54年 4 月 2 日から昭和63年 4 月 1 日までに生まれた者 イ 昭和62年 4 月 2 日以降に生まれた者で、学校教育法による大学（4 年制以上のもの）を卒業した者若しくは平成21年 3 月末までに卒業見込みの者又はこれらと同等の資格があると人事委員会が認める者
民間企業等 職務経験者	次の2つの要件を満たす者 ア 昭和44年 4 月 2 日から昭和54年 4 月 1 日までに生まれた者 イ 民間企業等における職務経験を5年以上有する者（平成20年 3 月 31 日現在）
中 級	昭和56年 4 月 2 日から平成元年 4 月 1 日までに生まれた者
初 級	昭和62年 4 月 2 日から平成3年 4 月 1 日までに生まれた者

(2) 次の試験区分にあっては、それぞれ当該右欄に掲げる免許又は資格を必要とする。

試験区分	免 許 又 は 資 格
化 学 II	食品衛生監視員の任用資格取得者又は平成21年 3 月 31 日までに取得見込みの者
保 健 師	保健師の免許取得者又は平成21年 3 月 31 日までに行われる国家試験により取得見込みの者

(3) 次のいずれかに該当する者は受験できない。

ア 日本の国籍を有しない者（保健師を除く）

イ 成年被後見人又は被保佐人(民法の一部を改正する法律の規定により従前の例によることとされる準禁治産者を含む。)

ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

エ 鹿児島県職員(教育事務の受験者にあつては、鹿児島県職員又は鹿児島県の県費負担教職員)として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

カ 民間企業等職務経験者職員採用試験にあつては、公務員である者

3 試験の方法、時期及び場所

(1) 第1次試験

試 験 名	試 験 日	試験地	試 験 種 目	合格発表
上 級	平成20年6月 29日（日）	鹿児島市	教養試験，専門試験（注1）， P R論文試験（注2）	平成20年7月 11日（金）
民間企業等 職務経験者			教養試験，経験論文試験	平成20年7月 30日（水）
中 級	平成20年9月 28日（日）		教養試験，専門試験	平成20年10月 3日（金）
初 級			教養試験，専門試験（注3）， 適性試験（注4）	

(注1) 専門試験は、保健師は実施しない。

(注2) PR論文試験は、行政で実施。教養試験及び専門試験の成績が一定に達しない場合は、PR論文は採点の対象にならない。

(注3) 専門試験は、土木で実施。

(注4) 適性試験は、一般事務及び警察事務で実施。

(2) 第2次試験

試 験	試 験 日	試験地	試 験 種 目	合格発表
上 級	平成20年7月30日（水）から8月8日（金）まで	鹿児島市	論文試験（注1），専門試験（注2），口述試験，適性検査，身体検査	平成20年8月中旬～下旬
民間企業等 職務経験者	平成20年9月5日（金）から同月6日（土）まで		口述試験，適性検査，身体検査	平成20年9月下旬
中 級	平成20年10月21日（火）から同月30日（木）まで		論文試験（注3），作文試験（注4），口述試験，適性検査，身体検査	平成20年11月下旬
初 級				

(注1) 論文試験は、行政、警察事務、保健師で実施。

(注2) 専門試験は、心理、農業、畜産、土木、化学Ⅰ、化学Ⅱで実施。

(注3) 論文試験は、中級で実施。

(注4) 作文試験は、初級で実施。

4 受験申込手続等

(1) インターネットによる受験申込み

	上 級	民間企業等 職務経験者	中 級	初 級
申 込 受	平成20年5月13日(火)午前8時30分 から同月27日(火)午後5時15分まで		平成20年8月11日(月)午前8時30分 から同月25日(月)午後5時15分まで	

付 期 間	に鹿児島県電子申請共同運営システムのサーバーに到達したものとする。	に鹿児島県電子申請共同運営システムのサーバーに到達したものとする。
受験申込方法	鹿児島県のホームページ (http://www.pref.kagoshima.jp/) において、必要な事項を入力し、申し込むこと。	

(2) 郵送又は持参による受験申込み

	上級	民間企業等 職務経験者	中級	初級												
受験申込書 配布開始日	平成20年4月25日（金）		平成20年7月1日（火）													
申込受付期間	平成20年5月13日（火）から同月 29日（木）まで		平成20年8月11日（月）から同月 27日（水）まで													
受験申込書の 請求先	鹿児島県人事委員会事務局，県の各地域振興局総務企画部，各支庁総務企画部及び県外事務所等。ただし，郵送での請求は，鹿児島県人事委員会事務局のみで受け付ける。															
受験申込方法	ア 受験申込書に必要事項を記入して提出すること。 イ 受験申込みは，一試験区分に限る。 ウ 上記イにかかわらず，中級試験及び初級試験は，第1希望として次表の第1希望の欄の試験区分の一つを受験する場合，第2希望の欄の試験区分の一つ（第1希望とした試験区分を除く。）を第2希望として選択することができる。 <table><tr><th></th><th colspan="2">試験区分</th></tr><tr><th></th><th>中級</th><th>初級</th></tr><tr><td>第1希望</td><td>一般事務及び教育事務</td><td>一般事務及び警察事務</td></tr><tr><td>第2希望</td><td>一般事務及び教育事務</td><td>一般事務及び警察事務</td></tr></table> エ 受験申込書の受理後における試験区分及び希望順位の変更は認めない。 オ 郵送の場合は，必ず配達記録郵便にすること。					試験区分			中級	初級	第1希望	一般事務及び教育事務	一般事務及び警察事務	第2希望	一般事務及び教育事務	一般事務及び警察事務
	試験区分															
	中級	初級														
第1希望	一般事務及び教育事務	一般事務及び警察事務														
第2希望	一般事務及び教育事務	一般事務及び警察事務														
受験申込先	鹿児島県人事委員会事務局総務課															

5 採用候補者名簿の作成方法

- (1) 最終合格者は、試験区分毎に作成する採用候補者名簿に成績順に登載される。
- (2) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から原則として1年間である。

6 給与

(1) 上級、中級及び初級試験

給与は、鹿児島県職員の給与に関する条例等に基づき支給される。

平成20年 4 月 1 日に適用されている現行条例によれば、行政職給料表では、基準となる給料月額下表のとおりとなり、職務経験等のある場合には、この額に一定の基準で加算されることがある。このほか、通勤手当、住居手当、超過勤務手当、期末手当、勤勉手当等が、それぞれの手当支給条件に応じて支給される。

なお、知事等の給与の特例に関する条例により、平成20年 4 月から平成21年 3 月までの間、給料月額の一定割合が減額される。

上 級	172,200円
中 級	152,800円
初 級	140,100円

(2) 民間企業等職務経験者職員採用試験

給与は、鹿児島県職員の給与に関する条例等に基づき支給される。

例えば、採用時の年齢が30歳で、大学卒業後民間企業等における職務経験が8年の場合、給料月額240,000円程度が支給される。このほか、通勤手当、住居手当、超過勤務手当、期末手当、勤勉手当等が、それぞれの手当支給条件に応じて支給される。

なお、知事等の給与の特例に関する条例により、平成20年 4 月から平成21年 3 月までの

間、給料月額の一定割合が減額される。

7 その他

各試験の詳細については、別に試験案内を交付する。

8 問い合わせ先

鹿児島県人事委員会事務局

郵便番号 890-8577

鹿児島市鴨池新町10番1号 県庁（行政庁舎）12階

電話（代表）099-286-2111（内線3893・3894）

（直通）099-286-3893, 099-286-3894

公安委員会規則

交番、駐在所等の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年4月15日

鹿児島県公安委員会委員長 諏訪秀治

鹿児島県公安委員会規則第11号

交番、駐在所等の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則

交番、駐在所等の名称、位置及び所管区に関する規則（昭和39年鹿児島県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表鹿児島南警察署の部坂之上交番の項中「坂之上二丁目～八丁目」の次に「，光山一丁目，光山二丁目」を加える。

附 則

この規則は、平成20年10月27日から施行する。

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第313号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成20年4月15日

鹿児島県公安委員会委員長 諏訪秀治

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	CR42.195キロY	奥村遊機株式会社	8P0112
ぱちんこ遊技機	CR42.195キロX	奥村遊機株式会社	8P0164
ぱちんこ遊技機	CRA新世紀エヴァンゲリオン・セカンドインパクトYF	株式会社ビスティ	8P0188
回胴式遊技機	ヨンヨンハチ	株式会社ラスター	7S0899
回胴式遊技機	サンゴクレッキョウデン	株式会社ラスター	8S0066
回胴式遊技機	デジオウ	ベルコ株式会社	8S0172

正 誤

平成19年3月30日付け鹿児島県公報第2277号の26中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	訂正箇所	誤	正
38	右側下から3行目	及び第17条第2項	，第17条第2項及び第19条第2項

平成17年3月31日付け鹿児島県公報号外の8中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ

6	訂正箇所	上から 14行目	誤	<table><tr><td>税</td><td>額</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>				税	額														
			税	額																			
		正	<table><tr><td>税</td><td>額</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>				税	額															
		税	額																				
		7	上から 18行目	誤	<table><tr><td>鉾区の所在地</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>鉾区の種類</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>鉾区的面積</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>				鉾区の所在地					鉾区の種類					鉾区的面積				
				鉾区の所在地																			
鉾区の種類																							
鉾区的面積																							
正	<table><tr><td>鉾区の所在地</td><td colspan="4"></td></tr><tr><td>鉾区の種類</td><td colspan="4"></td></tr><tr><td>鉾区的面積</td><td colspan="4"></td></tr></table>				鉾区の所在地					鉾区の種類					鉾区的面積								
鉾区の所在地																							
鉾区の種類																							
鉾区的面積																							
8	上から 17行目	誤	<table><tr><td>税</td><td>額</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>				税	額															
		税	額																				
正	<table><tr><td>税</td><td>額</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td colspan="3"></td></tr></table>				税	額																	
税	額																						